

外国人住民向け一日相談会共催事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府内市町村における外国人相談窓口の拡充を図るため公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）が、府内市町村及び市町村国際交流協会（以下「共催団体」という。）の実施する外国人住民向け一日相談会を共同で主催すること（以下「共催事業」という。）について必要な事項を定める。

(共催事業)

第2条 共催事業は、共催団体が実施する外国人住民向け一日相談会とする。

(共催期間)

第3条 共催期間は OFIX 中期経営計画（平成 27 年 3 月 14 日策定）の平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年とする。

(財団の経費負担)

第4条 財団は共催事業の実施にあたって、1 団体 1 事業につき 15 万円を限度として次の各号に定める経費を負担することができる。なお、第1号から第3号に係る謝金については所得税及び交通費を含むものとする。

- (1) 相談員謝金 1 団体について上限3人（OFIX 職員を除く）
専門相談員（行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士等の資格を有する者）は1人4時間2万円（6時間3万円）。ただし弁護士は別途定める。
一般相談員（資格を有しない者）は1人1万円。
- (2) 通訳派遣謝金 大阪府外国人情報コーナー対応言語に限る。1人6千円及び保険料。
- (3) PR 紙作成に伴う翻訳謝金 1回1万円（税込）上限
- (4) その他財団の理事長が特に必要と認めたもの

2 前項に抛りがたい場合は、財団と共催団体が協議のうえ定める。

(専門相談員)

第5条 専門相談員は、共催団体から要請があった場合には財団がそれぞれの所属する団体を通じて依頼する。

(通訳派遣)

第6条 通訳は、OFIXに登録する語学ボランティア等から派遣するものとする。

(共催の協議)

第7条 共催団体は、財団に共催を申請するにあたって、相談場所、PRの方法、相談見込件数、相談体制等を計画・精査のうえ、事業実施の3ヵ月前までに協議しなければならない。

(共催申請)

第8条 共催事業の申請を希望する団体は、共催事業計画書(様式1)及び共催事業経費内訳書を(様式2)を事業実施の1ヵ月前までに財団に提出しなければならない。

(共催決定及び通知)

第9条 共催事業は前条に掲げる書類をもって審査・決定し、選定結果を共催事業を希望する団体へ通知する。

(事業報告書)

第10条 共催団体は、事業終了後、速やかに財団に共催事業報告書(様式3)を提出するものとする。

(その他)

第11条 共催事業に変更があった場合は、直ちに共催事業変更の届出書(様式4)を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。